

様式 1

上下水道料金減免申請書

○年 ○月 ○日

(申請先) 上田市長

(申請者) 住 所 上田市 大手二丁目4番10号

氏 名 水道 太郎 印

電話番号 0268 (22) 1313

上田市水道条例第31条、上田市下水道条例第36条又は上田市農業集落排水施設条例第20条の規定により、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

※ お客様番号	01234567-001		
設置場所	(申請者住所と異なる場合) 上田市	下水道 接 続	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
※ メーター番号	K22-12345	口径	13 mm
漏水箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 市水 <input type="checkbox"/> 県水	<input checked="" type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 壁中 <input type="checkbox"/> 災害等	<input type="checkbox"/> メーター異常及びニップル出水等 <input type="checkbox"/> 県企業局で減免認定 <input type="checkbox"/> その他 ()
破損場所の状況 及び工事内容	埋設配管(鉛管)からの漏水。破損部分を20HI-VPに交換。 …等、具体的に記載してください。 ※(給水装置施行時期: ○年 ○月頃)		
修理完了年月日	○年 ○月 ○日	指針	123 m ³
指定給水装置工事 事業者の修理証明 (県水更正通知を添付の場合は不要です)	別紙明細書のとおり修理を完了しました。 住 所 上田市大手2-4-10 工事店名 株式会社上田水道 印 担当者名 上田 大輔 電話番号 (22) 4100		

◎ 県営水道の利用者は、※の部分記入不要です。

(注)

- 1 工事明細書又は請求明細書の写し及び写真を添付してください。写真は、①漏水箇所が建物又は敷地のどの位置か分かる全景、②漏水箇所の修理前の配管状況、③修理後の配管状況の最低3点以上とします。なお、県営水道利用者による下水道使用料の減免申請の場合は、県企業局で減免を認められたことを証するもの(県営水道の更正通知)の写しを添付することで代用できます。
- 2 減免後の認定使用水量は、「地下漏水等に係る上下水道料金の減免事務取扱要領」により、平月使用水量の1.5倍の水量又は検針水量から平月使用水量を差し引いた水量の2分の1を平月使用水量に加算した水量のいずれか少ない水量とします。なお、減免の適用期間は2期分(検針2回分)までです。
- 3 減免により過納金が発生した場合は、還付又は充当になります。

上下水道料金減免申請書

年 月 日

(申請先) 上田市長

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

()

上田市水道条例第 31 条、上田市下水道条例第 36 条又は上田市農業集落排水施設条例第 20 条の規定により、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

※ お 客 様 番 号				
設 置 場 所		(申請者住所と異なる場合) 上田市	下水道 接 続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
※ メ ー タ ー 番 号		口 径		mm
漏 水 箇 所	<input type="checkbox"/> 市 水 <input type="checkbox"/> 県 水	<input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 壁中 <input type="checkbox"/> 災害等	<input type="checkbox"/> メーター異常及びニップル出水等 <input type="checkbox"/> 県企業局で減免認定 <input type="checkbox"/> その他 ()	
破 損 場 所 の 状 況 及 び 工 事 内 容		※ (給水装置施行時期: 年 月頃)		
修 理 完 了 年 月 日		年 月 日	指 針	m ³
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 修 理 証 明 (県水更正通知を添付の場合は不要です)		別紙明細書のとおり修理を完了しました。 住 所 工事店名 印 担当者名 電話番号 ()		

◎ 県営水道の利用者は、※の部分記入不要です。

(注)

- 1 工事明細書又は請求明細書の写し及び写真を添付してください。写真は、①漏水箇所が建物又は敷地のどの位置か分かる全景、②漏水箇所の修理前の配管状況、③修理後の配管状況の最低 3 点以上とします。なお、県営水道利用者による下水道使用料の減免申請の場合は、県企業局で減免を認められたことを証するもの(県営水道の更正通知)の写しを添付することで代用できます。
- 2 減免後の認定使用水量は、「地下漏水等に係る上下水道料金の減免事務取扱要領」により、平月使用水量の 1.5 倍の水量又は検針水量から平月使用水量を差し引いた水量の 2 分の 1 を平月使用水量に加算した水量のいずれか少ない水量とします。なお、減免の適用期間は 2 期分(検針 2 回分)までです。
- 3 減免により過納金が発生した場合は、還付又は充当になります。